

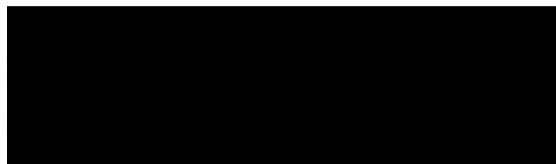


請願第 3 号

R5 年 6 月 2 日

東広島市議会議長  
奥谷 求 様

請 願 者  
住 所  
氏 名



紹介議員  
氏 名

梶 山 浩  
落海直哉  
中川 修  
小池恵美子  
山田 学

## 広島県にジーンバンク事業の再考を求める請願書

### 請願趣旨及び理由

在来作物などの種子を保存して農家など県民に無料で貸し出す広島県森林整備・農業振興財団の広島県農業ジーンバンク（以下、ジーンバンク）について、財団を所管する県は 2022 年 11 月 24 日に、2022 年度で事業を廃止することを発表しました。ジーンバンク廃止により、保存する種子約 1 万 8, 600 点のうち、約 6, 000 点は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構）に、135 点は県農業技術センターへ譲渡し、残りは希望者への配布や廃棄をする方針となりました。

しかし、ジーンバンクの廃止については、県と財団職員による 2022 年度の「ジーンバンク運営にかかる検討会」によってのみ決定されており、ジーンバンク設立関係者およびその種子の利用者にとっては突然の知らせとなり困惑しております。

県は、2020 年 7 月に、奨励品種の選定や優良な種子の安定供給に関する県の責務を定めた「広島県主要農作物等種子条例」を制定しています。この第 1 条は「本県農業の生産性の向上、持続的な発展及び食の安全に寄与することを目的」とし、第 3 条は「本県農業の競争力の強化や県民への安定的な供給を基本とし、主要農作物の品種改良並びに種子の生産、普及及び保存に当たっては、地域の気象、土壌等の生産条件、消費者の需要動向等を十分に考慮するとともに、県民の理解を促しながら、生産者をはじめ、関係者との連携及び相互理解の下に行うものとする」と定めています。ジーンバンク廃止の決定は、私たち県民の理解な

く進められており、この条例の趣旨に反するものです。

ジーンバンクの県民に種子を貸し出す「種子利用システム」は、農業振興と文化の形成に大きく寄与しており、広島食文化の持続的豊かさを保証する要です。県が主体的に管理する多種多様な種子および地域の特性を把握する人材により、実際にその種子を利用した作物生産が可能となっており、市町や JA の技術・販売支援なども得られやすく、近年では、県内各地で伝統野菜が復活しております。

近年の農業は、県の種子条例で守られている主要農作物（稲、麦、大豆）の県奨励品種以外の作物種子の約 90%が海外産とされ、極度に海外に依存し営まれています。そして、野菜種子においては、そのほとんどが F1 品種（異なる性質の種をかけ合わせてつくった雑種の一代目、自家採種では同じ性質のものが採れない）であるため、作物の種子は毎回購入して入手することが一般的となっています。購入種子は世界情勢に応じて輸入が困難となったり、国内の生産地でも異常気象の影響で不作となるなど、入手が不安定となる状況が加速し、現在も入手が不可能となった野菜や緑肥作物の種子が複数あります。しかしその一方で、ジーンバンクが保有する種子は在来種（何世代もかけて栽培されてきた風土に適応した品種、自家採種ができる）であり、気候風土に合い自家採種が可能な大変貴重なものです。このような種子を利用した種子自給率が高い農業は、外部の影響を受けにくく、持続的な安定生産が可能となります。

農業現場においては不測の事態がつきものです。ジーンバンク廃止後は、引き続き、農研機構に譲渡した種子を県民は引き出すことはできます。しかしながら、ジーンバンクの種子を農研機構で保管しながら海外産の種子を購入することが前提の農業では、不測の事態が生じた際には、対応が非常に困難になると考えられます。

ジーンバンクの種子は、県民をはじめとした人類の生活を支える根本的な財産であり、数千年の歴史の中で先祖代々引き継がれ改良が重ねられてきたかけがえのないものです。人類共有の財産であり、各地域で守り、活用しながら未来に引き継ぐ責務があります。

ジーンバンク廃止の理由は、「利用が低調で維持費に見合わないため」です。ジーンバンクの保存する種子約 1 万 8, 600 点のうち、広島在来作物種子で利用可能なもの（固定種かつ 10 g 以上存在するもの）は約 500~800 点とされています。広島県の特徴ある農業の持続的発展および永続的な食料の安定供給を保証するために、広島県の在来作物などの種子に絞り、その種子の保存・活用を行うなど、ジーンバンク事業の存続を強く要請いたします。

#### ※参考資料

資料 No. 1 広島県弁護士会会長声明

資料 No. 2 中国新聞 2 月 26 日社説

資料 No. 3 ひろしまの地域と暮らし 2023 年 4 月号

#### 請願事項

**東広島市議会から広島県に対しジーンバンク事業の再考を求めること**

## 広島県農業ジーンバンクの廃止につき再考を求める会長声明

2023年（令和5年）2月9日

広島弁護士会 会長 久笠 信雄

### 第1 声明の趣旨

当会は、広島県及び一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団に対し、広島県農業ジーンバンクの廃止につながる保存種子の譲渡については、広島県議会の十分な議論や広島県民の意見を広く聞いたうえで、慎重に判断するよう求める。

### 第2 声明の理由

1 広島県及び一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団は、2022年（令和4年）11月18日、広島県議会や広島県民の意見を聞くことなく、内部手続のみで、広島県農業ジーンバンクにある約1万8600点の種子のほとんどを国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）に譲渡するとし、これに伴い、広島県農業ジーンバンクの事業は2023年（令和5年）3月31日をもって廃止されることとなった。

2 広島県農業ジーンバンクは、失われつつある広島県農産物種子の保存とその再活用を目的として、広島県が1988年（昭和63年）に設立したもので（現在の事業主体は、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団）、広島県内くまなく回って収集された保存種子は、現在、稲類約8000点、麦類約3000点、豆類約1600点、雑穀・特作物約1000点、牧草・飼料作物類約2400点、野菜類約2600点、合計約1万8600点にも上る。

国レベルで遺伝資源の冷蔵保存に取り組むジーンバンクとは別に、35年余り、広島県において独自に運営されてきたものである。

保存種子は、国のジーンバンクを含め一般的には研究者や育種の専門家にしか提供されないが、広島県農業ジーンバンクの事業においては、この保存種子を広島県内の農家は無料で利用でき、利用後は当該農家が自分で採種して返却する仕組みとなっている点が大きな特徴である。

2009年（平成21年）から実施されている「広島お宝野菜」プロジェクトでは、青大きゅうり、観音ねぎ、矢賀ちしゃ、川内ほうれんそう、笹木三月子大根などが広島県内の農業生産法人等に有望な品種として提供され、地域活性化につながられた。例えば、福山市が原産地の青大きゅうりは、福山市でも種子の入手が難しくなっており、栽培者も消滅しかけていたが、広島県農業ジーンバンクが種子を提供することで、旧世羅町で栽培が復活するなどしており、全国的に広島県の伝統野菜が注目を集めている。

3 植物の種子には、自家採種などによって代々植物の持つ性質や形といった形質が受け継がれた「固定種」と、異なる優良な形質を持った親をかけ合わせて作る「F1種」という2つの種類があるが、広島県農業ジーン

バンクにて保存されている種子は固定種である。

固定種は、その品種が固定された地域の気候や風土に適応しているのが特徴であり、まさに広島県固有の作物は、広島県での育成に適している。

現在スーパーなどで売られている野菜のほとんどはF1種の野菜である。F1種は、人為的に掛け合わされ、野菜の成長が早く、さらに雑種の一代目は両親の優性形質だけが現れるため、形や大きさも揃いやすいなどの特徴があるが、F1種が人間の意図した通りの性質を持つのは一代限りである。そのため、F1種は、実質的に自家採種することはできず、生産者は種苗会社から毎年種子を購入しているのが現状である。

そもそも、日本は種子の自給率が低く、種子のほとんどの生産を海外に頼っている。そのため、万が一、種子の生産地で異常気象等が起こり不作となったり、国際情勢の変化などにより種子の輸入が困難となれば、結果的に日本で野菜をつくることができなくなり、日本の食料の安定供給にも影響が出る。その意味で、日本の風土に適した固定種は、種子の自給や保存といった重要な役割を果たしているものであり、多様な種子を保存してきた広島県農業ジーンバンクの事業は、広島県ひいては日本の食糧の安定供給に備える働きも担っているのである。

4 広島県は、2018年（平成30年）、主要農作物種子法が廃止されたため、民間事業者が種子を独占することで、価格高騰や遺伝子組み換え作物の流入がおきるのではないかと懸念から、2020年（令和2年）7月に、奨励品種の選定や種子の安定供給に関する県の責務を定めた「広島県主要農作物等種子条例」（以下「種子条例」という。）を制定している。

この種子条例は、第1条で「本県農業の生産性の向上、持続的な発展及び食の安全に寄与することを目的」としており、第3条第1項で「本県農業の競争力の強化や県民への安定的な供給を基本とし、主要農作物の品種改良並びに種子の生産、普及及び保存に当たっては、地域の気象、土壌等の生産条件、消費者の需要動向等を十分に考慮するとともに、県民の理解を促しながら、生産者をはじめ、関係者との連携及び相互理解の下に行うものとする。」と定める。

しかしながら、この度の広島県の保存種子の譲渡に伴う広島県農業ジーンバンク事業の廃止は、その保存種子の譲渡に至る理由につき広島県民に十分に知らされておらず、また、広島県議会での十分な議論のもとにされたものではない。そのため、この度の広島県農業ジーンバンク事業の廃止は、この種子条例の趣旨に反する懸念がある。

この点、広島県は、種子条例に定める「特定品種」の認定基準の整理に伴い、これまで広島県農業ジーンバンクにて保存していた種子を農研機構に譲渡するに過ぎない旨の説明をしている。

しかし、そもそも「特定品種」の認定基準の整理と、多様な種子の保存を誰がどのように行うべきかは別問題である。「特定品種」の分類内容により、農研機構に譲渡すべき論理的必然性はない。

広島県農業ジーンバンクにて保存されている種子は、広島県での育成に適した固定種である。固定種の保存や有効活用のためには、当該品種の特性が十分に発揮される地域や栽培法などの要素も重要となるところ、このような観点からは、やはり固定種の「生まれ故郷」である広島県において保存されることが、種子の有効活用のためにも望ましい。

先にも述べたように、広島県農業ジーンバンクにて保存されている種子は、当時、広島県内くまなく回って収集された約1万8600点もの種子であり、現在では収集不可能な種子も含まれた、広島県にとって、非常に貴重な財産である。また、無料で広島県内の農家が利用でき、利用後は当該農家が自分で採種して返却するといった、広島県内における循環型の仕組みが出来ている点で、種子の自給や保存にとって一定の役割を果たしてきたといえる。

広島県は、農研機構へ種子を譲渡した後も、農研機構から種子の配布を受けることが可能である旨の説明をしているが、その際の手続き等について、果たして十分な種子の利用を確保するに足るものなのかどうかについても慎重に検討されなければならない。

5 以上のことからすれば、これまで35年余りに渡って広島県において独自に運営されてきた広島県農業遺伝バンクの廃止につながる保存種子の譲渡については、広島県議会の十分な議論や広島県民の意見を広く聞いたうえで、慎重に判断されるべきである。

以上

< 執行先 >

広島県知事、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、広島県議会議長、広島県議会議員

< 参考送付先 >

日弁連、各連合会、各単位会、広島司法記者クラブ

以上

2023.2.26 中国新聞朝刊

# 広島県ジーンバンク廃止

野菜や水稲などの種子を保存して農家に貸し出してきた広島県農業ジーンバンク(東広島市)が3月末で廃止されようとしている。設備の維持・更新に費用がかかることや利用低迷を理由に、運営する県森林整備・農業振興財団が、出資者の県と協議して決めたという。

栽培されなくなった農作物がジーンバンクにあった種で復活した例は少なくない。伝統野菜の普及や酒米の開発などにも大きな役割を果たしてきた。

ところが県や財団は県民や利用者の意見を聞くことなく判断し、国のジーンバンクが既に持つ約1万2千点もの種を廃棄するという。広島県農業の将来を見据え、再考を求めたい。

ジーンバンクは「遺伝子銀行」と呼ばれる。大規模開発や気候変動でさまざまな農作物が消滅の危機にさらされる中、世界各国で設置が進み、注目を集める。日本では国立研究開発法人の農業・食品産業技術総合研究機構

が担うことが多く、貸出先も専門家に限られるという。広島県のジーンバンクは在来種が失われる危機感から1989年に県主導で設置した。それ自体が誇るべき特徴で、農業改良普及員の経験者が県内をくまなく回り種を集めた。その数1万8千点余り。最適な栽培方法や食べ方の情報を蓄積している。

## 農の将来見据え再考を

(農研機構、茨城県つくば市)が運営。地方では北海道や岡山県などにある。種の収集は研究

もう一つの特徴は一般農家への無料貸し出しである。配布量以上の種を返すことが条件で、その際に交雑しない種取りの方法や栽培方法を指導してきた。

広島市の観音ねぎや笹木三月子大根などの普及、福山市の青大さゆりなどの復活はジーンバンク抜きには語れない。

しかし当初3億円あった運用

基金は金利低下で取り崩しが続き、年330万円の運営費や保存用冷蔵庫の更新費約2千万円が賄えない状況にある。

貸し出しのピークは2011年度の約1200点。近年は10分の1に落ち込むが、情報提供や農業政策に連動させた利用促進策は十分だったのだろうか。廃止に伴い伝統野菜を含む約

6千点は農研機構に譲渡し、県が育成し有用とする135点を県農業技術センター(東広島市)で保存。それ以外は廃棄する。

これに対し、農家らでつくる「県農業ジーンバンクを守る会」が存続を求める陳情書を県と県議会に提出。1万人以上の署名を集めた。広島弁護士会も慎重

な判断を促す声明を出した。

京野菜や加賀野菜などの伝統野菜が全国的に人気を集める。在来種である伝統野菜は採種、栽培を繰り返すうちに遺伝的に選抜され、その土地ならではの

特徴を持つようになった。誰がどんな種で作った食べ物かを知ることが食の安心安全や豊かな食卓につながる。背景にはそんな消費者意識もありそうだ。広島のように大規模営農に不利な地域ではなおさら、個性的な在来種を生かすべきだろう。

在来種は化学肥料などを使わない有機農業に適しており、有機農業推進を掲げる国の政策とも合致する。それを考えればジーンバンクの存在はむしろ県農業

の強みであるはずだ。採種技術を伝える人材育成も急がれる。

県と財団は廃止をいったん凍結し、関係者に広く意見を募って存続の道を探るべきだ。

### 社説

2023・2・26

# 「広島県農業ジーンバンク」廃止の 再考を求めて

シードバンク機能は生きたタネを地域で守り、未来へ繋ぐ要

広島県農業ジーンバンクを守る会 共同代表  
安芸の山里農園はなあふ 代表  
森 昭暢

在来作物などの種子を保存して農家など県民に無料で貸し出す広島県森林整備・農業振興財団の広島県農業ジーンバンク（以下、ジーンバンク）について、財団を所管する県は2022年11月24日に、今年度で事業を廃止することを発表しました。ジーンバンク廃止により、保存する種子約1万8,600点のうち、約6,000点は広島県農業技術センターと国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）に譲渡し、残りは廃棄する方針となりました。

しかし、ジーンバンクの廃止については、県と財団職員による今年度の「ジーンバンク運営にかかる検討会」によって決定されており、私たち農家などの利用者にとっては突然の知らせとなり困惑しております。

県は、2020年7月に、奨励品種の選定や優良な種子の安定供給に関する県の責務を定めた「広島県主要農作物等種子条例」を制定しています。この第1条は「本県農業の生産性の向上、持続的な発展及び食の安全に寄与することを目的」とし、第3条は「本県農業の競争力の強化や県民への安定的な供給を基本とし、主要農作物の品種改良並びに種子の生産、普及及び保存に当たっては、地域の気象、土壌等の生産条件、消費者の需要動向等を十分に考慮するとともに、県民の理解を促しながら、生産者をは

じめ、関係者との連携及び相互理解の下に行うものとする」と定めています。ジーンバンク廃止の決定は、私たち県民の理解なく進められており、この条例の趣旨に反するものです。

そのため、私も共同代表を務める「広島県農業ジーンバンクを守る会（以下、ジーンバンクを守る会）」は、ジーンバンク廃止の再考を求めて、「1989年から広島県の固定種の種子を守り、その採種方法を伝授している広島県農業ジーンバンクの存続を求めます！」とする署名活動に取り組みました。署名は、2022年12月21日から2023年1月31日までの活動期間で、全1万2,592筆をいただきました。そして、2023年2月15日には、県知事、県議会議長と県農林水産局長へジーンバンクの存続を求める陳情書に署名を添えて提出しました。

ジーンバンクは、農業振興と文化の形成に大きく寄与しており、広島食文化の持続的豊かさを保証する要です。ジーンバンクの方針や役割に関しては、行政の論理で語るべきものではありません。ジーンバンクを守る会では、県の特色ある農業の持続的発展および永続的な食料の安定供給を確保するために、県の機関でジーンバンクを存続させることを強く要請しています。

## ジーンバンクの特徴①「在来作物の復活支援」

ジーンバンクは、1989年に特産物の育成を目的に設立された機関です。保存する種子数は、稲類が約8,000点、麦類が約3,000点、豆類が約1,600点、野菜類が約2,600点、緑肥・飼料作物類が約2,400点、雑穀・特作類が約1,000点と、合計で約18,600点にのぼります。地域の伝統野菜など固有品種の遺伝資源を保存する役割を担う「ジーンバンク」としての機能と、種子を専門的研究機関のみならず個人や法人に無料で貸し出す「シードバンク」としての機能を合わせ持つことが、大きな特徴です。県民なら誰もが無償でタネの配布を受けられるとともに、そのタネを増殖・活用するためのサポートを受けることができます。自家増殖したタネは、配布されたタネと同量程度のもを返却、残りを活用して農業生産などで利用が可能になります。

例えば、「下志和地青ナス」は、ジーンバンクが「広島お宝野菜」として認定している伝統野菜です。濃い緑色の中長ナスで果肉がきめ細かく、みずみずしく、アクが少ないのが特徴です。焼きナスやステーキにして食べると、とろける美味しさが口いっぱい広がって、絶品。この美味しいナスを多くの方に味わっていただきたいと、2014年から採種が始まり、2020年には広島市内の生産者5戸が「あおびー倶楽

部」を設立しました。伝統野菜の復活を目指してJAや市と連携しながら採種や栽培方法、販売先を模索しながら産地化を推進してきました。採種はジーンバンクの船越建明氏から技術指導をいただくとともに、万が一の時には仲間の生産者とタネを融通することでタネの維持管理が安定しました。採種を繰り返して7年。タネは市の気候風土に合い、地域に適した特性を持ち合うようになりました。2021年には、「下志和地青ナス」から「東広島青ナス」に改名、市の認証制度『東広島マイスター』に認定されブランド化が進み、消費拡大の契機となりました。2022年は、生産者が9戸まで増え、約68aの面積で、約2,345本を栽培し、全国でも有数の青ナス産地となりました。販売は、JAや道の駅の産直市のほか、市の学校給食にも利用されるようになりました。地域の誰もが利用できる在来種（固定種）と、県独自の種子利用システム（県、市、JAの協力）があったからこそ、伝統野菜の復活が可能になったものと考えています。このような種子利用システムによって、「広甘藍」「観音ネギ」「矢賀チシャ」「川内ほうれんそう」「八反草」などの栽培が復活し、広島食文化の持続的豊かさにつながっていることは間違いありません。

## ジーンバンクの特徴②「食料供給レジリエンスの強化」

現在の農業では、県の種子条例で守られている主要農作物（稲、麦、大豆）の県奨励品種以外の作物種子の約90%が海外産とされ、極度に海外に依存し営まれています。そして、野菜種子においては、そのほとんどがF1品種（異なる性質の種を掛け合わせてつくった雑種の一代目。自家採種では同じ性質のものが採れない）であるなど、作物の種子は毎回購入して入手す

ることが一般的となっています。購入種子は世界情勢に応じて輸入が困難となったり、国内の生産地でも異常気象の影響で不作となるなど、入手が不安定となる状況は進む一方で、現在も入手が不可能となった野菜や緑肥作物の種子が複数あります。そのため、外部影響を受けやすい脆弱性が露呈されています。しかしその一方で、ジーンバンクが保有する種子は在来種（何

世代もかけて栽培されてきた風土に適応した品種。自家採種ができる。）であり、気候風土に合い自家採種が可能な大変貴重なものです。このような種子を利用した種子自給率が高い農業は、外部の影響を受けにくく、持続的な安定生産が可能となります。

今後、もし県民がジーンバンクで保管している種子を農研機構から入手するようになった場合には、これまでのような作物種子の利活用は困難になることが想定されます。その主な理由は以下3点です。

- ①種子特性や採種・栽培方法について相談できる職員がいない
- ②研究・教育利用を想定した利用システムは、農家など県民にとってハードルが高い
- ③県が主体的に管理していない作物の販売は、市町やJAの支援が得られるか不透明

その結果、不測の事態が生じた際には、作物生産そのものが困難になったり、作物種子の多様性が減少した場合には、多くの元種があるこ

とで有効となる品種育成や、目的に応じた品種の利用が困難になることが考えられます。

例えば、県内の稲は、徹底した奨励品種の普及と品種更新により、明治28年には約500種が生産されていましたが、1995年には約10品種となり、100年ほどで品種の多様性は98%減少しています。県奨励品種以外の作物種子においても、今後、種子の利活用が進まなければ、稲の事例と同様に、その多様性は減少し続けることが想定されます。種子は保管するだけでは価値が半減します。利用してこそ価値があります。種子は利用することで新たな性質を得て、それが多様性となり、さらなる価値を生み出していきます。

今後の予測不能な未来においては、世界情勢、気候変動、災害、生物多様性の減少などに対応しながら、持続的な食料の安定供給を確保するためにも、広島に地に適した優れた種子を可能な限り多く県内で利用しながら維持する必要があります。

### ジーンバンクの特徴③「広島県が誇るシードバンク機能」

「在来種の利用は、圧倒的に有機農業を行う農家が多い。在来種の活用は、現在ヨーロッパで定着している低投入持続型農業（LISA）が適していると考えている」とは、船越建明氏の言葉です。前述の「あおびー倶楽部」では、全ての生産者が環境保全型農業の技術で東広島青なすの栽培を行っています。このナスが、少肥でも広く根を張る自立性の高い品種特性（生命力の強さ）を持ち合わせていたこともあり、その結果として一般栽培の農家も減農薬・減化学肥料が進んでいきました（全戸が農薬不使用の栽培、8戸が有機農業）。在来種は有機農業に向きます。ジーンバンクは、農林水産省が2050年をターゲットとする「みどりの食料システム戦略」における、化学農薬・肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大にも大きく

寄与しているのです。

龍谷大学・西川芳昭先生によると、ジーンバンクの種子システムは、世界に誇れる3つの特色があるといます。「①広島県という地方自治体が主体的に関与している②種子の収集に農業改良普及員のOBが深く関わった③集めた種子を県内の農家に貸し出している。」また、「ジーンバンクは国連食糧農業機関（FAO）などでも農家と地方行政の働きによる農業のための生物多様性保全と管理の好ましいケースとして広く知られ、注目されている。」

愛媛大学・日鷹一雅先生からは、ジーンバンク廃止決定を受けて、「FAOの世界農業遺産や農林水産省が認定する日本農業遺産として広島県内で申請協議会を立ち上げ、官民一体で『広島県シードバンク在来農業』を目指せば、

実現可能な社会インフラだけでなく、大変残念。農業遺産に認定されれば、農耕文化的な意義が広く知れ渡り在来種苗の使用価値が上がり、多様な事業予算もとれる可能性があるだけに、今後の活動維持が重要。種子そのものは国が管理し保存されるが、広島の各地域で“生きたタネ”を保全すべき」というご意見をいただきました。

ジーンバンクは、広島県、そして日本が世界に誇るシードバンク機能を持ち合わせているのです。

ジーンバンクの種子は、県民をはじめとした人類の生活を支える根本的な財産であり、数千年の歴史の中で先祖代々引き継がれ改良が重ねられてきたかけがえのないものです。極めて公共性が高く、地域で守り、活用しながら未来に引き継ぐ責務があります。“ジーンバンク”

の“シードバンク”としての種子利用システムはこの要となります。

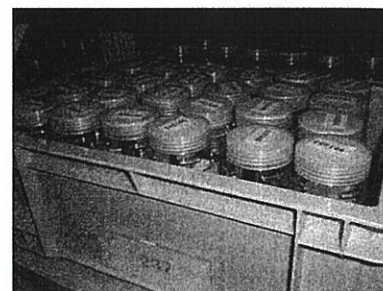
今、そのシステムが廃止になってしまえば、未来の農家は在来種などの利活用が難しくなってしまいます。種子-農業-食-人、すべてが繋がっています。種子の多様性なくして、食の多様性はありません。そして、多様な生きものほど弱いものはありません。予測不能な未来では、地域ごとの多様性が不可欠です。私は地域の種子は地域で維持管理し、利用するのが基本だと考えます。

ジーンバンク存続の暁には、私は一農家として、在来作物が1つでも多く復活するような生産により力を入れて取り組んでまいります。そして、“ジーンバンク”の“シードバンク”としての種子利用システムが、日本の各地、そして世界各地に広がる未来を切望しています。

（もり あきのぶ）



広島県議会議長への陳情



県ジーンバンクで保管中の種子